

任意継続組合員制度について

1 退職後の医療給付について

日本は国民皆保険制度によってすべての人が公的な医療保険に加入することとされており、組合員の皆様についても、退職した場合には、右の図のとおり①医療保険に加入、②家族の被扶養者、③任意継続組合員のうちいずれかを選択することになります。

2 任意継続組合員制度について

(1) 任意継続組合員制度とは

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、任意継続組合員になることを組合（支部）に申し出ることにより、退職後2年間、在職中の組合員とほぼ同様の短期給付を受けることができる制度（※）です。

任意継続組合員になるためには、退職の日から20日以内に、組合（支部）に申し出て、掛金を納付することが必要です。

※ 短期給付の中には、休業手当金等任意継続組合員は受けることができないものもあります。

(2) 任意継続掛金

ア 任意継続掛金の額

任意継続掛金は、掛金の標準となる額に掛金率（※）を乗じた額となります。

掛金の標準となる額は、次の額のうちいずれか少ない額になります。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 地方職員共済組合の全組合員の令和6年9月30日における平均標準報酬の月額380,000円

※ 令和7年度の掛金率は95.96 / 1,000となっております。

イ 任意継続掛金の納付方法

任意継続掛金は、ATMまたは銀行の振込用紙を利用して納付いただきます。

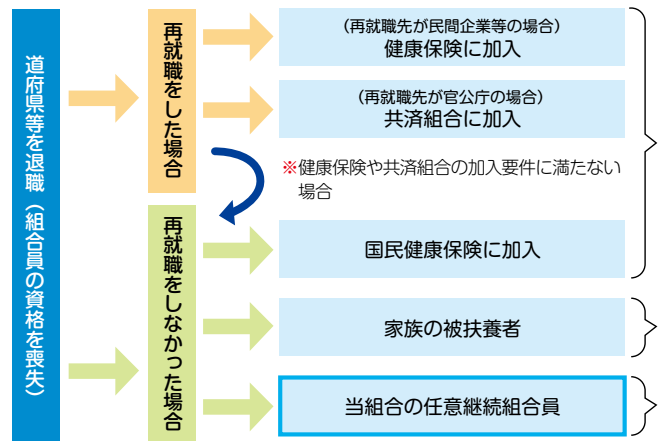
納付方法は、毎月払い、前納（半年払い又は1年払い）があります。

初回の掛金は、退職の日から20日以内に払い込まなければなりません。

(3) 任意継続組合員の資格の喪失

任意継続組合員の方が、次のいずれかの事由に該当するときは、その翌日（④又は⑥に該当するときは、その日）から、その資格を喪失します。

- ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかったとき
- ④ 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者となったとき
- ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合（支部）に申し出て、その申出が受理された月の末日が到来したとき
- ⑥ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき



任意継続組合員への給付一覧

区分	給付の種類	支給要件	支給額	
法定給付	療養の給付 ※1	組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から療養を受けた場合	医療費 × 0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	入院時 食事療養費 ※2	組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から療養の給付と併せて食事療養を受けた場合	基準額(食事費) －食事療養標準負担額 (一般 510円/食)	
	入院時 生活療養費 ※2	特定長期入院組合員(65歳以上の療養病床入院患者)が公務外の病気または負傷により医療機関等から食事および病室の提供である療養を受けた場合	基準額(生活療養費) －生活療養標準負担額 (一般 1,900円/日)	
	保険外 併用療養費 ※2	組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から評価療養、患者申出療養または選定療養を受けた場合	医療費 × 0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	療養費	①組合が療養の給付等を行うことが困難であると認めた場合 ②組合員が医療機関等以外の療養機関から療養を受け、組合がやむを得ないと認めた場合 ③組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から受けた療養の費用を支払った場合において、組合が必要と認めた場合	医療費 × 0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	訪問看護 療養費	組合員が公務外の病気または負傷により指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受け、組合が必要と認めた場合	指定訪問看護費用 × 0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	移送費	組合員が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院または診療所に移送され、組合が必要と認めた場合	最も経済的な経路および方法により組合が相当と判断する額	
	家族療養費 ※2	①被扶養者が医療機関等から療養を受けた場合 ②被扶養者が入院時食事療養費・入院時生活療養費の支給要件に該当した場合 ③被扶養者が保険外併用療養費の支給要件に該当した場合 ④被扶養者が療養費の支給要件に該当した場合	医療費 × 0.7	義務教育就学前0.8 70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	家族訪問看護 療養費 ※2	被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受け、組合が必要と認めた場合	指定訪問看護費用 × 0.7	義務教育就学前0.8 70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	家族移送費	被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため病院または診療所に移送され、組合が必要と認めた場合	最も経済的な経路および方法により組合が相当と判断する額	

区分		給付の種類	支給要件						
法 保 給 給 付 付	定 健	高額療養費	療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費および家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額(下記BおよびCの場合は一部負担金等世帯合算額)が、下記の区分に掲げる高額療養費算定基準額(多数回該当の場合は【 】内の額)を超えた場合に、その超えた額を支給						
			70歳未満の者				高齢受給者（70歳以上75歳未満 ※3）の者		
			標準報酬の月額	高額療養費算定基準額 世帯単位（C）	区分		高額療養費算定基準額		
							個人単位 （外来：A）	世帯単位 （入院＋外来：B）	
			83万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 【140,100円】	現 役 並 み	83万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 【140,100円】		
			53万円～83万円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 【93,000円】		53万円～83万円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 【93,000円】		
			28万円～53万円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 【44,400円】		28万円～53万円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 【44,400円】		
			28万円未満	57,600円 【44,400円】	一般 （28万円未満）	18,000 〔年間上限 144,000円〕	57,600円 【44,400円】		
		低所得者	35,400円 【24,600円】	低所得者Ⅱ 低所得者Ⅰ	8,000円	24,600円			
						15,000円			
給 給 付 付	定 健	高齢受給者の外来療養に係る年間の高額療養費	高齢受給者が1年間（8月1日から翌年7月31日までの期間）の外来療養の自己負担限度額の合計が144,000千円を超えた場合に超えた金額を支給						
		高額介護合算療養費	医療保険と介護保険における1年間（8月1日から翌年7月31日）の自己負担額が著しく高額になり、自己負担限度額を超えた場合に支給						
		出産費 および 家族出産費	組合員（1年以上組合員であった者で退職後6月以内である者を含む。）が出産した場合 ----- 被扶養者が出産した場合		定額488,000円 また、産科医療補償制度に加入している分娩機関における出産の場合は、さらに12,000円を加算				
給 給 付 付	定 健	埋葬料 および 家族埋葬料	組合員（組合員であった被扶養者がいる場合（被扶養者で退職後3月以内である者を含む。）が公務員によらないで死亡した被扶養者がいない場合（実際に埋葬を行った者に支給） ----- 被扶養者が死亡した場合		定額50,000円 （ただし、埋葬を行うべき被扶養者のいない組合員が死亡した場合は、実際に埋葬を行った者に50,000円の範囲内で、埋葬に要した費用を支給）				

区分		給付の種類	支給要件	区分
法定給付	休業	傷病手当金	組合員（任意継続組合員を除く。）が公務外の病気または負傷をし、療養のため引き続き勤務に服することができない場合（支給期間は同一傷病については待期期間3日を経過した日から通算して1年6月間（結核性の病気については3年間））	【原則】（支給開始日以前の継続した組合員期間が12月以上） 支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額の平均額×1/22の額（10円未満四捨五入）×2/3の額（円位未満四捨五入） 【例外】（支給開始日以前の継続した組合員期間が12月未満） 「次の①又は②のいずれか低い額」×1/22の額（10円未満四捨五入）×2/3の額（円位未満四捨五入） ①支給開始日以前の継続した組合員期間の標準報酬月額の平均額 ②前年度9月30日時点の組合平均標準報酬月額（令和6年度は、令和5年9月30日時点の組合平均標準報酬月額380,000円を用いる。）
		出産手当金	組合員が出産した場合（支給期間は出産の前日42日（多胎妊娠は98日）から出産後56日の期間までに勤務に服することができなかった期間）	
	災害給付	弔慰金および家族弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡した場合 ----- 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡した場合	弔慰金＝標準報酬の月額 ----- 家族弔慰金＝弔慰金×0.7
		災害見舞金	組合員が水震火災その他の非常災害によりその住居または家財に損害を受けた場合	限度額＝標準報酬の月額×損害の程度に応じた月数
附加給付		家族療養費附加金	家族療養費に関する自己負担額が25,000円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては50,000円）を超えた場合 ----- 組合員の一部負担金または被扶養者の自己負担額（以下「一部負担金等額」という。）を合算することにより合算高額療養費が支給される場合で一部負担金等額が50,000円（上位所得者またはその被扶養者に係るものにあつては100,000円）を超えた場合	自己負担額－25,000円 （上位：自己負担額－50,000円） ----- 一部負担金等額－50,000円 （上位：一部負担金等額－100,000円）
		家族訪問看護療養費附加金	家族訪問看護療養費に関する自己負担額が25,000円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては50,000円）を超えた場合	自己負担額－25,000円 （上位：自己負担額－50,000円）
		出産費附加金	出産費が支給される場合	30,000円
		家族出産費附加金	家族出産費が支給される場合	30,000円

区分	給付の種類	支給要件	区分
一部負担金払戻金		組合員の一部負担金の額等が25,000円（上位所得者に係るものにあつては50,000円）を超えた場合	一部負担金の額等－25,000円 （上位：一部負担金の額等－50,000円）
		組合員の一部負担金の額等を合算することにより合算高額療養費が支給される場合で当該一部負担金の額等が50,000円（上位所得者に係るものにあつては100,000円）を超えた場合	合算後の一部負担金の額等－50,000円 （上位：合算後の一部負担金の額等－100,000円）

（注意事項）

- ※1は、現物給付となる給付である。現物給付とは、組合員が医療機関等の窓口で支払った一部負担金以外の部分について、組合が別途医療機関等に支払う方法である。
- ※2は、原則として、現物給付であるが、組合が認めたときに現金給付となる給付である。現金給付とは、組合員等が保険医療機関の窓口で支払った医療費について、所定の方法によって算定した金銭を組合員に支給する方法である。
- ※3は、70歳に達する日の属する月の翌月以後で75歳の誕生日の前日までの組合員又は被扶養者
- 医療費とは、保険適用範囲のものに限る。
- 医療機関等とは、組合の経営する医療機関または薬局、組合員に対し療養を行う医療機関または薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの、保険医療機関または保険薬局である。
- 療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療、居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護、病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護である。
- 一定以上所得者とは、療養の給付を受ける月の標準報酬の月額が28万円以上の者である。
- 標準報酬の月額とは、地方公務員等共済組合法第43条第1項に規定する標準報酬の月額である。
- 標準報酬の日額とは、標準報酬の月額を22で除し端数処理をして得た額である。
- 上位所得者とは、療養の給付を受ける月の標準報酬の月額が53万円以上の者である。
- 休業給付については、支給期間中に報酬が支給される場合には調整規定がある。
- 家族療養費附加金および一部負担金払戻金は、合算して高額療養費が支給される場合に、基礎控除額25,000円（上位所得者又はその被扶養者にあつては50,000円）とする特例がある。
- 福祉事業の一部（特定健康診査及び特定保健指導）を受けられる。

任意継続組合員の給付に係る請求手続き等について

区分		給付の種類	請求手続き	添 付 書 類
法定給付	保	療養の給付	・ 資格確認書、高齢受給者証、マイナ保険証を使用したとき、請求書は必要ありません。	
		入院時食事療養費		
		入院時生活療養費		
		保険外併用療養費		
	健	療養費	・ 療養費請求書	・ 医療機関等の領収書 ・ 請求明細書
		訪問看護療養費	・ 資格確認書、高齢受給者証、マイナ保険証を使用したとき、請求書は必要ありません。	
		移送費	・ 療養費請求書	・ お問い合わせください
		家族療養費		・ 医療機関等の領収書 ・ 請求明細書
	給	家族訪問看護療養費	・ 資格確認書、高齢受給者証、マイナ保険証を使用したとき、請求書は必要ありません。	
		家族移送費	・ 療養費請求書	・ お問い合わせください
		高額療養費	・ 限度額認定申請書	
		出産費及び家族出産費	・ 出産費等請求書	・ 直接支払制度についての合意文書 ・ 費用の内訳を記した明細書（出産年月日、代理受取額等の記載があるもの）
	付	埋葬料及び家族埋葬料	・ 埋葬料等請求書	・ 埋葬許可書等死亡の事実が確認できる書類
		休業給付		
	災害給付	傷病手当金	・ 傷病手当金請求書	
		出産手当金	・ 出産手当金請求書	
附加給付		弔慰金及び家族弔慰金	・ 弔慰金等請求書	・ 市区町村長又は警察署長の証明
		災害見舞金	・ 災害見舞金等請求書	・ 地区町村長又は消防署長若しくは警察署長の証明・新聞の切り抜き ・ 災害現場の写真・平面見取図 ・ 被災家財の明細書・家財の配置図
		家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金 出産費及び家族出産費附加金	・ 資格確認書、高齢受給者証、マイナ保険証を使用したとき、請求書は必要ありません。 ・ 出産費等請求書	・ 直接支払制度についての合意文書 ・ 費用の内訳を記した明細書（出産年月日、代理受取額等の記載があるもの）
一部負担金払戻金			・ 資格確認書、高齢受給者証、マイナ保険証を使用したとき、請求書は必要ありません	